

夫・妻、恋人などのパートナーから暴言や暴力を受けて悩んでいませんか。
DVは身体への暴力だけではなく、精神的、性的、経済的な暴力も含まれます。

男女共同参画相談室のご案内

今般の新型コロナウイルス感染拡大に起因して、生活不安やストレスからDV等の増加や深刻化が懸念されています。滋賀県立男女共同参画センターにある男女共同参画相談室では、男女共同参画の視点に立ち、男女差別、夫婦・家族やその他の様々な人間関係における悩み、離婚、DVなどの相談を専任の相談員がお受けします。また、周囲に理解されにくい男性の方の悩みもお聴きします。ひとりで悩まないでまずは、お電話ください。一緒に考えていきましょう。

秘密厳守

相談無料（通話料は必要）

託児無料（生後6ヶ月～就学前）

総合相談	専門相談（要予約、まずはお電話ください）
<p>◆電話相談 みな はなさく 専用電話 0748-37-8739 専用電話にお電話いただければ、直接相談室につながります。 匿名でも大丈夫です。まずはお電話ください。 時間帯によっては電話がつながりにくいことがあります。 つながらない時はしばらくたってからおかけ直しをお願いします。 相談時間は1回30分です。</p> <p>◆面接相談 電話相談の後、ご希望に応じて面接相談をお受けします。 個別にじっくりと悩みや問題をお聴きし、解決に向けて一緒に考えていきます。</p>	<p>総合相談の後、ご希望に応じて専門相談につながります。まずは専用電話にお電話ください。</p> <p>◆DV カウンセリング…毎月2回。DVについて臨床心理士によるカウンセリングを行います。</p> <p>◆法律相談…毎月1回。離婚、DV、セクシャルハラスメントなどについて、弁護士による法律相談を行います。</p> <p>◆男性相談員による男性相談…毎月2回夜間。周囲に理解されにくい男性の悩みやDVなどについての相談を男性相談員がお聴きします。</p>
相談日と相談時間（※休所日は、月曜日（祝休日を除く）、祝休日の翌日、年末年始、施設点検日等）	
火・水・金・土・日	9:00～12:00 / 13:00～17:00
木	9:00～12:00 / 17:00～20:30（夜間相談）

つなぐ はやく

★国の相談窓口はこちら ⇒ 「DV相談+（プラス）」電話番号：0120-279-889（24時間対応）
詳しくは、内閣府男女共同参画局のホームページをご覧ください。

問い合わせ先 : 滋賀県立男女共同参画センター G-NETしが
〒523-0891 滋賀県近江八幡市鷹飼町80-4 TEL: 0748-37-3751
URL: <https://www.pref.shiga.lg.jp/g-net/>（HPで詳細をご覧ください。）